平成２２年（フ）第７０４号
仙台市青葉区春日町３番25―705号
破産者　高濱　布之
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８０３号
仙台市若林区若林３丁目１番18―205号
破産者　京呉服福一こと　福本　洋一
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７号
群馬県太田市台之郷町811番地２
破産者　小笠原恭子
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第４６１号
大阪府大東市灰塚２丁目１番９号
破産者　瀬川　　徹
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７４７号
大阪府茨木市真砂１丁目19番13号
破産者　マサゴクリーニングこと　村越　克己
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１９６１号
福岡市東区和白丘３丁目17番14―２号スパーティオ103、破産手続開始決定時の住所福岡県福津市宮司浜１丁目15番８号
破産者　大塔　芳仁
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３１８６号
福岡県太宰府市五条６丁目４番２号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市五条２丁目16番23号
破産者　冨永　孝行
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２３６号
福岡市博多区月隈１丁目18番22号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区立花寺２丁目19番49号
破産者　辻　　仁司
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２３７号
鹿児島市平川町1477番地コーポ花田101号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区立花寺２丁目19番49号
破産者　辻　　若子
1　決定年月日　平成22年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２６号
仙台市宮城野区東仙台１丁目10番14号
破産者　日下貴美子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７６９号
宮城県岩沼市桜３丁目12番７号
破産者　鈴木　利生
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８００号
仙台市泉区向陽台３丁目36番30号　田中荘101
破産者　大友　道子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
水戸市河和田２丁目22番地の２　グラン・シャリオＥ棟201号、開始決定時の住所水戸市赤塚１丁目2040番地の２
破産者　庄司　俊明
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３６８号
茨城県鉾田市勝下545番地１
破産者　石崎　　寿
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２１８号
埼玉県熊谷市中奈良1324番地４
破産者　小久保幸子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２４１号
埼玉県熊谷市石原1714番地15
破産者　椎名　泰子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１９２号
新潟県東蒲原郡阿賀町野村1250番地
破産者　渡邉　定義
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７６号
新潟市西区鳥原82番地２　喜春荘101号、前住所新潟市江南区曽野木１丁目３番１―358号
破産者　増子ミヨ子
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１０号
京都府宇治市槇島町本屋敷40番地の１　グリーンタウン槇島208号棟407号、開始決定時の住所大津市平津２丁目４番１―407号
破産者　西川　洋一
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部